

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	国際法の形成・発展に向けた取組			番号	⑨						
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	相当程度進展あり		(千円)					
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額					
	会計	組織／勘定	項	事項		3年度 当初予算額			4年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	分野別外交費	経済協力を係る国際法の形成・発展 に向けた取組に必要な経費		7,765			7,920		
	一般	外務本省	分野別外交費	国際法の形成・発展に向けた取組に 必要な経費		3,370,515			3,644,912		
	一般	在外公館	分野別外交費	国際法の形成・発展に向けた取組に 必要な経費		90,983			132,143		
	小 計				一般会計	3,469,263			3,784,975		
						<	>	の内数	<	>	の内数
					特別会計						
						<	>	の内数	<	>	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属すると 整理できるもの											
	小 計				一般会計						
						<	>	の内数	<	>	の内数
					特別会計						
						<	>	の内数	<	>	の内数
合 計					一般会計	3,469,263			3,784,975		
						<	>	の内数	<	>	の内数
					特別会計						
						<	>	の内数	<	>	の内数

## 施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組

令和3年度政策評価書

(外務省2-II-3)

施策名(※)	国際法の形成・発展に向けた取組					
施策目標	新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。 1 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。 2 我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために、引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに、国際社会における「法の支配」を推進する。 3 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。					
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	199	121	143	242
		補正予算(b)	0	0	22	
		繰越し等(c)	0	0	△22	
		合計(a+b+c)	199	121	143	
執行額(百万円)		179	114	45		
同(分担金・拠出金)	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	—	—	3,263	3,227
		補正予算(b)	—	—	0	
		繰越し等(c)	—	—	0	
		合計(a+b+c)	—	—	3,263	
執行額(百万円)		—	—	3,263		

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果(注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)相当程度進展あり(B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。	
	測定指標の平成30・令和元・2年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用		
		*1-1	国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献	a
		*1-2	国際法についての知見の蓄積・検討	b
		*1-3	国際法の普及活動の推進	b
		個別分野2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施		
		*2-1	我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化	b
		*2-2	諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化	b
		個別分野3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施		
		*3-1	多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進(※国際法局の所掌に係るもの)	a
*3-2		日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画	b	

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の平成30・令和元・2年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成30・令和元・2年度目標の達成状況を列挙した。「\*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標

であることを示している。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p><b>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標 1－2 の「こういった知見の蓄積に由来から取り組んできた結果として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態にあっても迅速に国際法上の課題について検討し、政策に反映することができた」との指摘は重要である。通常では成果の説明ができない取組であると思われるが、評価の際にこうしたコメントを残しておくことは極めて重要であると思われる。</li> <li>・「測定指標 1－3 国際法の普及活動の推進」では、国内の大学等で外務省職員が講義を担当し、国際法の下で、実務的にはどのような問題に直面し、いかなる対応をしているかは、学生の問題意識の涵養や「法の支配」の実務に携わる優秀な人材を育成する上で大きな役割を果たしている。コロナ禍の下のみならず、ポストコロナの時期においても、オンラインによる国際法、国際経済に関する国際シンポジウムやワークショップ、講演会なども大学、弁護士会、JETRO、日系企業、学会等と協力して開催し、実務家と研究者、学生が意見交換することの社会的意義は大きいと考えられる。</li> <li>・測定指標 2－1 について、政策評価の土台となる目標設定に無理がある。ACSA と北方領土問題を、外交安保の法的枠組み整備推進の大目標に包摂するのは、後者の進展の欠如を覆い隠す作為と受け取られても仕方ない。むしろ、この辺りは率直に、前者の進展を a とし、後者を c とするほうが自然であり、この欠如の認識から外交の次なる手の考察や形成が生まれると考える。否定的（自己）評価を避ける（隠す）べきではない。</li> <li>・諸外国との物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定には大きな進捗があり、自衛隊と各国軍との円滑な安全保障協力、防衛関連企業と海外企業との共同研究、各国とのインテリジェンス協力の拡大に寄与した。</li> <li>・測定指標 3－1 について、この分野における日本外交の活躍は、この数年目覚ましい。CPTPP の主導を始め、日 EU、日英、RCEP といった経済連携協定の締結など、粘り強い外交は高い評価に値しよう。したがって a 評価も妥当といえる。他方、自由貿易が正義だという価値観が揺らぎ、覇権競争が激しくなる中、ややもすると、以前の価値観の延長上で測定指標が組み立てられている印象を受ける。例えば、施策Ⅱ－2「国際経済に関する取組」、測定指標 1－1「国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用」の次期目標においては、保護主義に対抗して自由貿易をどう広げるのかという問題関心が語られるが、喫緊の問題である技術覇権競争下で具体的にそれをどう維持するのかという点は語られず、旧来式の自由貿易協定路線を維持しているように映る。より矛盾が激しいのは、経済強制外交への対処（と自由貿易との間の関係）であるが、二国間、有志連合、WTO などどの場で何をするのかなどの方向性が見えないまま、ここでも自由貿易（経済連携）が語られる。自由・連携の帰結として生ずる相互依存を逆手に取られて成り立つのが経済強制外交だとすると、自由や連携（の増進）という指標だけでは不十分なのではないか。</li> <li>・立法、司法、人材、教育など多角的な観点からの取組が着実に行われており、評価も適切である。しかし、一般国民にはあまり馴染みがない施策であるため、理解が容易ではない。諸々の取組を自由貿易、領土、安全保障、環境、人権などの分野ごとにまとめた上での記述が行われれば、国民の一層の理解促進に資するのではないだろうか。</li> </ul>
------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>国際法局</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>令和 3 年 8 月</p>
--------------	-------------	----------------------	-------------------

## 個別分野 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

### 施策の概要

- 1 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
- 2 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積する。
- 3 国際法の普及活動を推進する。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第201回国会外交演説（令和2年1月20日）

## 測定指標 1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献 \*

### 中期目標（一年度）

国際社会における「法の支配」を推進する。

### 平成30年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献により、「法の支配」を一層推進する。

- 1 国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連総会第6委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会（ILC）への人的貢献を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 2 国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会合（SPLoS）、国際海底機構（ISA）総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献する。
- 3 国際司法裁判所（ICJ）裁判官選挙及びUNIDROIT 理事選挙の我が国指名候補の当選を実現する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1（1）我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所（ICJ）（小和田恆裁判官（～6月まで）、岩澤雄司裁判官（6月～）、国際刑事裁判所（ICC）（赤根智子裁判官）、国際海洋法裁判所（ITLOS）（柳井俊二裁判官）、国連国際法委員会（ILC）（村瀬信也委員（特に、大気の保護について特別報告者を務めた））等、国際司法機関や国際法規形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。国際私法の分野においては、政府代表として研究者や政府担当官をハーグ国際私法会議（HCCH）や私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の各作業部会等に派遣するなど、条約等の作成に貢献した。
- （2）また、我が国は ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所（PCA）といった国際司法機関の最大分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。加えて、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）に対して人材育成・財政面で協力した。特に、10月には、第57回 AALCO 年次総会を東京で開催し、紛争の平和的解決、海洋法といった重要なテーマについて、開催国として国際法の専門的な見地から議論をリードしながら積極的な発信を行った。このように我が国は、国際法規形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し、人材育成及び財政面で貢献した。
- 2 国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）については、政府間会議第1回会合（9月開催）、第2回会合（平成31年3月～4月開催）等に参加し、また、国際海底機構（ISA）については、8月及び平成31年3月の理事会における深海底開発規則策定に関する審議に出席するなど、我が国の立場を主張し、新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献した。さらに、国連海洋法条約締約国会合（SPLoS）（6月）に参加し、我が国として海における「法の支配」への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。
- 3 ICJについては、6月に行われた ICJ 裁判官補欠選挙において、我が国から立候補した岩澤雄司 東京大学教授が当選し、史上4人目の日本人裁判官として職務に就いた。また、国際私法分野では、

UNIDROIT において、神田秀樹学習院大学教授が 12 月の理事選挙で再選を果たしたほか、同月に行われた UNCITRAL の構成国選挙でも、我が国は委員会設立以来の構成国として再び選出された。

#### 令和元年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

- 1 国際刑事裁判所 (ICC) ローマ規程締約国会議、国連総会第 6 委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO)、ハーグ国際私法会議 (HCCH)、私法統一国際協会 (UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) 等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会 (ILC) への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 2 国連海洋法条約 (UNCLOS) 締約国会合 (SPLOS)、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構 (ISA) 総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献する。
- 3 令和 2 年の国際司法裁判所 (ICJ) 裁判官選挙における岩澤雄司・ICJ 裁判官の再選に向けて取り組む。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所 (ICJ) (小和田恆裁判官 (～平成 30 年 6 月まで)、岩澤雄司裁判官 (平成 30 年 6 月～))、国際刑事裁判所 (ICC) (赤根智子裁判官)、国際海洋法裁判所 (ITLOS) (柳井俊二裁判官)、国連国際法委員会 (ILC) (村瀬信也委員 (特に、大気保護について特別報告者を務めた。)) 等、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。国際私法の分野においては、政府代表として研究者や政府担当官をハーグ国際私法会議 (HCCH) や私法統一国際協会 (UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) 等の各作業部会等に派遣するなどし、条約等の作成に貢献した。
- (2) また、我が国は ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所 (PCA) といった国際司法機関の最大の分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。加えて、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) に対して人材育成・財政面で協力した。特に、12 月には第 1 回日本・AALCO 国際法研修を開催し、国際法を担当する外交官等 12 名を日本に招へいし、海洋法、国際経済法、条約締結手続や国内実施措置、国際裁判等の紛争解決手続を含め、国際法について実践的な講義を行うなど、加盟国の国際法分野における能力構築支援を行った。このように我が国は、国際法規の形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し、人材育成及び財政面で貢献した。
- 2 国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) については、政府間会議第 2 回会合 (平成 31 年 3 月～4 月開催)、第 3 回会合 (8 月開催) 等に参加し、また、国際海底機構 (ISA) については、7 月及び令和 2 年 2 月～3 月の理事会における深海底開発規則策定に関する審議に出席するなど、我が国の立場を主張し、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献した。さらに、国連海洋法条約締約国会合 (SPLOS) (6 月) に参加し、我が国として海における「法の支配」への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。
- 3 令和 2 年の ICJ 裁判官選挙については、岩澤雄司・ICJ 裁判官の再選に向けて積極的な取組を行った。また、令和 3 年の ILC 委員選挙についても、浅田正彦候補 (同志社大学教授) の当選に向けた取組を開始した。

#### 令和 2 年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献及び各分担金・拠出金を活用した財政的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

- 1 国際刑事裁判所 (ICC) ローマ規程締約国会議、国連総会第 6 委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO)、ハーグ国際私法会議 (HCCH)、私法統一国際協会 (UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) 等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会 (ILC) への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 2 国連海洋法条約 (UNCLOS) 締約国会合 (SPLOS)、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構 (ISA) 総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全及び持続可能な利用に関する新

協定の作成に向けた政府間会議等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。

- 3 令和2年の国際司法裁判所（ICJ）裁判官選挙における岩澤雄司・ICJ裁判官の再選に向けて取り組む。また、令和3年のILC委員選挙についても、浅田正彦候補（同志社大学教授）の当選に向けて取り組む。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1（1）我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所（ICJ）（小和田恒裁判官（～平成30年6月まで）、岩澤雄司裁判官（平成30年6月～））、国際刑事裁判所（ICC）（赤根智子裁判官）、国際海洋法裁判所（ITLOS）（柳井俊二裁判官）、国連国際法委員会（ILC）（村瀬信也委員（特に、大気の影響について特別報告者を務めた。））等、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。ICCローマ規定締約国会合で行われている改革に関する議論に積極的に参画した。国際私法の分野においては、政府代表として研究者や政府担当官をハーグ国際私法会議（HCCH）や私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の各作業部会等に派遣するなどし、条約等の作成に貢献した。  
（2）また、我が国はICC、ITLOS、常設仲裁裁判所（PCA）といった国際司法機関の主要な分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。加えて、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）に対して人材育成・財政面で協力した。このように我が国は、国際法規の形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し、人材育成及び財政面でも貢献した。
- 2 国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全と持続可能な利用については、政府間会議第4回会合（令和2年3月～4月開催を予定していた）が新型コロナウイルス感染拡大のため延期となったため、会期間作業（オンラインによる意見交換）が開催され、我が国も積極的に参画した。また、国際海底機構（ISA）については、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて実施されたオンライン等による審議に積極的に参画した。さらに、国連海洋法条約締約国会合（SPLoS）に参加し、我が国として海における「法の支配」への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。
- 3 令和2年のICJ裁判官選挙については、岩澤雄司・ICJ裁判官の再選に向けて積極的な取組を行った結果、最多得票数での再選を実現した。また、令和3年のILC委員選挙についても、浅田正彦候補（同志社大学教授）の当選に向けた取組を行った。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：a

#### 測定指標1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 \*

##### 中期目標（--年度）

国際法に関する研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

##### 平成30年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法実務能力の向上に貢献する。
  - （1）国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。
  - （2）二国間国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見蓄積を進める。
  - （3）海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積
  - （1）国内外の研究者との間で、国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を開催し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。
  - （2）英・中・ベトナム等、各国外務省との国際法局長協議を通じて、安全保障、領土、海洋法を含

む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加や、米・英・豪・国際機関等から国際法学者や国際法専門家を招いて得られた国際法に関する最新の知見を活用し、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。

(3) 10月に第57回アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)年次総会を東京で開催する機会を捉え、海洋法に関する国際シンポジウムを併せて開催した。同シンポジウムでは、著名な海洋法学者及び深海底開発技術の専門家に加え、同年次総会の出席者をも交え、国連海洋法条約(UNCLOS)に基づく制度の歴史的発展や、深海底開発や国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)といった海洋法をめぐる最新の情勢等が活発に議論された。

## 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

上記1の取組により得られた国際法上の知見を活用し、武力の行使に関する国際法上の論点の検討、領土・海洋に関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。

### 令和元年度目標

1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に貢献する。

(1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。

(2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見の蓄積を進める。

(3) 海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。

2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

### 施策の進捗状況・実績

1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積

(1) 国内外の研究者との間で、国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を開催(計38回)し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。

(2) 米、英、仏、独等、各国外務省との国際法局長協議を通じて、安全保障、領土、海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加や、米・英等から国際法学者や国際法専門家を招いて得られた国際法に関する最新の知見を活用し、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。

(3) 10月に海洋法に関する国際シンポジウムを東京で開催した。同シンポジウムでは、著名な海洋法学者及び海洋関連技術の専門家を交え、国連海洋法条約(UNCLOS)に基づく制度の歴史的発展や、深海底開発、国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)といった海洋法をめぐる最新の情勢等が活発に議論された。

2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

上記1の取組により得られた国際法上の知見を活用し、サイバー空間における国際法上の論点の検討を行うとともに、領土・海洋などに関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。

### 令和2年度目標

1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に貢献する。

(1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。

(2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見の蓄積を進める。

2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積

- (1) 国内外の研究者との間で、国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を開催（計8回）し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。
- (2) オンライン会議を活用して米、英、仏、独等、各国外務省との国際法局長協議を計9回開催し、新型コロナウイルス感染症対策、安全保障、領土、海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、オンライン会議のものも含め、国連総会第6委員会や欧州国際法局長会議（CAHDI）といった国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加等により、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。

#### 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

上記1の取組により得られた国際法上の知見を活用し、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う国際法上の論点の検討を行うとともに、領土・海洋・歴史などに関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。また、8月の経済紛争処理課の設置を受け、他省庁の関連部局や外部専門家との協力関係を構築及び強化し、国際経済紛争処理の手続について分析・研究に取り組むなど、国際法に基づく紛争解決のための体制強化を効果的に進めた。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

### 測定指標1-3 国際法の普及活動の推進 \*

#### 中期目標（--年度）

国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。

#### 平成30年度目標

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日弁連や国内外の国際法学者及び国際法実務者とも協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 アジア・カップ及び Jessup Cup 等の国際法模擬裁判を実施又は支援する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 東京大学、上智大学、早稲田大学等、大学における国際法の講義を積極的に引き受け、講義の実施等を通して国際法に関する知識の普及に努めた。また、国際海洋法裁判所（ITLOS）所長、国際刑事事裁判所（ICC）書記及び海外の著名な国際法学者や国際裁判の経験豊富な実務家を招へいし、国内の大学や研究機関、関連団体等において講演会や意見交換会を延べ29回実施した。さらに、これら招へいの機会に省内でもセミナーや意見交換会を延べ17回実施した。
- 2 ICC、国際司法裁判所（ICJ）及び国連海洋法条約（UNCLOS）については、概要情報又は我が国との関係等に関する情報を外務省ホームページ（HP）に更新の上、掲載した。特に、国際法模擬裁判「2018年アジア・カップ」（8月）開催や ICC 書記の訪日（平成31年1月）、岩澤雄司 ICJ 裁判官の選出（6月）などについて、随時外務省 HP に掲載したり、外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの概要を紹介するなど、更なる国際法の情報発信を行った。
- 3 日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等総勢約60名を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（9月）を実施した。また、日本弁護士連合会主催、外務省及び国際法学会後援で、若手弁護士等を対象に「国際公法の実務研修連続講座 vol. 2」（11月～平成31年3月）を実施した。
- 4 国際法学会と国際法模擬裁判「2018年アジア・カップ」（8月）を共催し、日本を含むアジア19か国65校の学生の代表が、非国家主体に対する自衛権の行使及び海洋法に関する架空の国家間紛争を題材に模擬裁判に参加した。また、「2018年度 Jessup 国際法模擬裁判大会」については、後援名義を付与するとともに、省員が模擬裁判における裁判官役を務めるなど、積極的な支援を行った。

#### 令和元年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 国際法模擬裁判（「2019年アジア・カップ」）を実施する。また、Jessup Cup等の国際法模擬裁判の開催を支援する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 東京大学、上智大学、早稲田大学、中央大学等、大学における国際法の講義を積極的に引き受け、講義の実施等を通して国際法に関する知識の普及に努めた。また、海外の著名な国際法学者や国際裁判の経験豊富な実務家を招へいし、国内の大学や研究機関、関連団体等における講演会や関係者との意見交換会を延べ35回実施した。さらに、これら招へいの機会に省内におけるセミナーや意見交換会を延べ26回実施した。
- 2 国際司法裁判所（ICJ）、国際刑事裁判所（ICC）及び国際海洋法裁判所（ITLOS）については、概要情報を外務省ホームページ（HP）に更新の上、掲載した。特に、国際法模擬裁判「2019年アジア・カップ」（8月）開催や第1回日本・AAALCO国際法研修の開催（12月）、岩澤雄司 ICJ 裁判官の令和2年 ICJ 裁判官選挙への立候補や浅田正彦同志社大学教授の令和3年 ILC 委員選挙への立候補などについて、随時外務省 HP に掲載したり、外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの概要を紹介するなど、国際法に関する一層の情報発信を行った。
- 3 日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等総勢約70名を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（9月）を実施した。
- 4 国際法学会と国際法模擬裁判「2019年アジア・カップ」（8月）を共催し、日本を含むアジア17か国73校の学生の代表が避難民に対する海上作戦及び国防相に対する刑事手続を題材に模擬裁判に参加した。また、「2019年度 Jessup 国際法模擬裁判大会」については、後援名義を付与するとともに、省員が模擬裁判における裁判官役を務めるなど、積極的な支援を行った。

#### 令和2年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 国際法模擬裁判（「2020年アジア・カップ」）を実施する。また、Jessup Cup等の国際法模擬裁判の開催を支援する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 東京大学、上智大学、早稲田大学、中央大学等、大学における国際法の講義を積極的に引き受け、計109回実施するなど、国際法に関する知識の普及に努めた。
- 2 国際司法裁判所（ICJ）、国際刑事裁判所（ICC）及び国際海洋法裁判所（ITLOS）については、概要情報を外務省ホームページ（HP）に更新の上、掲載した。特に、岩澤雄司 ICJ 裁判官の令和2年 ICJ 裁判官選挙での再選や浅田正彦同志社大学教授の令和3年 ILC 委員選挙への立候補などについて、随時外務省 HP に掲載するなど、国際法に関する一層の情報発信を行った。
- 3 日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（9月）をウェビナー形式で実施した。
- 4 例年国際法学会との共催で実施していた国際法模擬裁判「アジア・カップ」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で本年度は実施できなかったが、「2020年度 Jessup 国際法模擬裁判大会」はオンライン形式で実施され、外務省は後援名義を付与するとともに、省員が模擬裁判における裁判長役を務めるなど、積極的な支援を行った。

その他、令和2年度からは、将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のために、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を立ち上げ、令和2年度はハーグ国際私法会議（HCCH）におけるインターンシップなど2名への支援を実施した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

## 評価結果(個別分野1)

### 施策の分析

#### 【測定指標1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献 \*】

我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所(ICJ)、国際刑事裁判所(ICC)、国際海洋法裁判所(ITLOS)、国連国際法委員会(ILC)等、国際司法機関や国際法規形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官及び委員等を輩出してきている。特に、令和2年度の国際司法裁判所(ICJ)裁判官選挙において日本が擁立した岩澤雄司裁判官が再選したことは、同裁判官の優れた資質及びこれまでICJ裁判官として積み重ねてきた実績に対する国際社会の高い評価、そしてICJを重視する日本の姿勢への支持の表れであると考えられ、国際社会における「法の支配」の推進に対する日本の貢献を印象づける効果があった。ICCでは、その活動強化のための改革が進められており、日本は主要締約国として改革に関する議論を積極的に推進している。平成30年から開始された国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用に関する国際約束作成のための政府間会議における新たな条約交渉については、令和元年度までに計3回の会合が開催され、日本としてBBNJの保全と持続可能な利用という二つの側面の間のバランスを重視するという日本の立場が新たな国際約束に反映されるよう積極的に議論に参加し、新たな国際法規形成に向け貢献することができた。

また、国際私法分野においても、ハーグ国際私法会議(HCCH)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)、私法統一国際協会(UNIDROIT)において、政府代表として研究者や政府担当官を各作業部会等に派遣し、条約等の作成に貢献した。特にUNCITRALでは、令和元年に構成国の拡大を提案し、令和2年に紛争解決の実情調査を提案するとともに、非公式協議やワークショップを開催するなどしてこれらの議論を積極的に推進しており、委員会設立以来の構成国としてプレゼンスを発揮している。さらに、我が国はICC、ITLOS、常設仲裁裁判所(PCA)といった国際司法機関の主要な分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。

このように我が国は、国際法規形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し、議論への参加などサブ面での貢献に加えて、人材面及び財政面でも貢献することで、国際社会における法の支配の推進に効果的に寄与してきた。(平成30・令和元・2年度:国際法に係る調査(達成手段①)、領土保全対策関連事業(達成手段③))

#### 【測定指標1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 \*】

国際法の諸分野に関する各種会合や協議への参加、英、米、仏、国際機関等から国際法学者や国際法専門家を招いて得られた関連国際法に関する最新の知見は、我が国が抱える課題や我が国の関心事項に関する問題を検討する上で有益であった。特に令和2年度には新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響でオンライン会議が普及したことを受け、オンラインによる二国間の国際法局長協議を計9回開催するなど、効率性の高い意見交換を実施することができた。これらの取組は、領土・海洋・歴史などに関し、我が国が抱える国際法上の課題へ対処するために必要不可欠であるほか、こういった知見の蓄積に由来から取り組んできた結果として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態にあっても迅速に国際法上の課題について検討し、政策に反映することができたという点においても、有効性が高かったと言える。

また、令和2年8月の経済紛争処理課の設置を受け、他省庁の関連部局や外部専門家との協力関係を構築及び強化し、国際経済紛争処理の手続について分析・研究に取り組むなど、国際法に基づく紛争解決のための体制強化を効果的に進めた。(平成30・令和元・2年度:国際法に係る調査(達成手段①)、領土保全対策関連事業(達成手段③))

#### 【測定指標1-3 国際法の普及活動の推進 \*】

複数の大学における講義の実施に加え、国内の大学や研究機関、関連団体等における講演会や意見交換会(3年間で延べ66回)、外務省内におけるセミナーや意見交換会(3年間で延べ51回)を実施し、日本国内における国際法の普及活動の推進に一定の効果があった。日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を実施したことは、国際機関や途上国における我が国の法制度整備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的として、日本の法曹関係者の国際法に対する知識と理解を高め、国際的な支援で活躍できる人材育成・発掘を進める上で、効果的であった。また、国際法模擬裁判大会の共催・後援に加え、将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のために

「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を立ち上げ、国際裁判機関等でインターンシップを行う日本人を積極的に支援することも開始した。その他、インターネット上での情報発信の重要性が高まっていることを踏まえ、外務省 HP に掲載している国際裁判機関等に関する情報が古くならないよう随時更新を行ったことは、国際法への幅広い理解促進に有効であったと考えられる。

平成 30 年度、令和元年度と、海外の国際法の研究者を招へいた際に実施していた各種講演会や意見交換会、国際法学会と外務省共催の国際法模擬裁判大会「アジア・カップ」については、我が国及び諸外国における国際法人材の育成にとって有益であったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により令和 2 年度は実施できなかった。(平成 30・令和元・2 年度：国際法に係る調査(達成手段①)、条約締結等事務事業(達成手段②))

## 次期目標等への反映の方向性

### 【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

国家間の関係を安定・深化させるとともに、紛争の平和的解決を図るためには、国際社会における「法の支配」の確立に貢献することが重要である。

我が国の国益に沿った形で国際法規の発展を図るため、国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献するとともに、各種国際司法機関やフォーラム等に対し、人材面・財政面でコミットする。また、国際法についての知見を蓄積・検討し、外交実務に活用するため、国内外の専門家との連携を図る。さらに、紛争の平和的解決を始め、国内外における「法の支配」及び国際法の重要性が一層増している状況を踏まえ、国内外において「法の支配」の推進に携わる人材を育成することで体制の強化をより一層図っていく。このため、大学や日弁連等各種団体とも協力し、国内外における国際法の知見の普及に努める。

### 【測定指標】

#### 1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献 \*

国際法の形成及び発展を支える国際機関及び国際的フォーラムを強化する取組を人的及び財政的に支援し、引き続き「法の支配」を推進する。

#### 1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 \*

領土や海洋といった分野を含めた様々な重要テーマや国際裁判等(国際経済紛争処理を含む)の手続に関して、国際法学者・専門家等との意見交換を通じて今後とも継続的に知見を蓄積するとともに、最新の知見を活用し、国際的な議論に参画することを継続し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

#### 1-3 国際法の普及活動の推進 \*

国際法に関する知識を普及するとともに、国内外において国際法に携わる人材を育成する。

## 作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ  
国際社会における法の支配  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shihai/index.html>)  
国際司法裁判所裁判官補欠選挙 岩澤雄司・東京大学教授の当選について(外務大臣談話)(平成 30 年 6 月 23 日)  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page1\\_000567.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page1_000567.html))  
国際司法裁判所(ICJ)裁判官選挙 岩澤雄司 ICJ 裁判官の再選について(外務大臣談話)(令和 2 年 11 月 13 日)  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page1\\_000895.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page1_000895.html))  
国際経済紛争処理(令和 3 年 2 月 9 日)  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ds/page24\\_000710.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ds/page24_000710.html))  
第 57 回アジア・アフリカ法律諮問委員会年次総会の開催(平成 30 年 10 月 2 日)  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_006488.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006488.html))  
第 1 回日本・AALCO 国際法研修の開催(令和元年 12 月 2 日)  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_008089.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008089.html))  
国際法模擬裁判「2018 年アジア・カップ」の開催(結果)(平成 30 年 8 月 30 日)

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ila/page22\\_003042.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ila/page22_003042.html))

国際法模擬裁判「2019年アジア・カップ」の開催（結果）（令和元年8月8日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_007701.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007701.html))

国際裁判機関等インターンシップ支援事業（第三次募集）（令和2年12月3日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ila/page22\\_003397.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ila/page22_003397.html))

・国際裁判機関等インターンシップ支援事業ホームページ

([https://web.apollon.nta.co.jp/kokusaihou\\_intern/index.html](https://web.apollon.nta.co.jp/kokusaihou_intern/index.html))

## 個別分野 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

### 施策の概要

- 1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。
- 2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）  
六 外交・安全保障
- ・ 第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）

## 測定指標 2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 \*

### 中期目標（一年度）

我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

### 平成 30 年度目標

- 1 諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ロシアとの間で、北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 物品役務相互提供協定（ACSA）については、4月にカナダとの間で、7月にフランスとの間で協定に署名した。また、インドとの間で交渉の開始を決定した。防衛装備品・技術移転協定については、4月にマレーシアとの間で協定に署名した。情報保護協定については、ドイツとの間で、平成 31 年 2 月の日独首脳会談において、締結交渉が大筋合意に至ったことを歓迎した。
- 2 日露間の平和条約締結問題に関し、11月のシンガポールでの首脳会談において、1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで合意した。12月のブエノスアイレスでの首脳会談では、河野外務大臣及びラヴロフ外相を交渉責任者とする等と一致した。平成 31 年 1 月に外相間で第 1 回の交渉が行われ、同月に行われた首脳会談では、シンガポールでの合意を踏まえた具体的な交渉が開始され、率直かつ真剣な議論が行われたことを歓迎した。また、平成 31 年 2 月には外相間で第 2 回の交渉が行われ、双方が受入れ可能な解決に向けて突っ込んだやり取りを行った。

### 令和元年度目標

- 1 諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ロシアとの間で、北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 4月、イタリアとの間の防衛装備品・技術移転協定が発効した。物品役務相互提供協定（ACSA）について、6月にフランスとの間で、7月にカナダとの間で、それぞれ発効した。インドとの間の ACSA について、11月に行われた第 1 回日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）において、締結に向けた交渉の大幅な進展を歓迎した。また、ドイツとの間の情報保護協定について、署名に向けた作業に引き続き取り組んだ。
- 2 日露間の平和条約締結問題に関し、9月、ウラジオストクにおいて日露首脳会談が行われ、未来志向で作業することを再確認するとともに、両外相に対して、双方が受け入れられる解決策を見つけるための共同作業を進めていくよう、改めて指示した。これを受け、同月、11月及び12月、茂木外務大臣はロシアのラヴロフ外相と日露外相会談を実施し、平和条約交渉を含む今後の協議の進め方について議論を行った。

### 令和 2 年度目標

- 1 諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ロシアとの間で、北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 物品役務相互提供協定（ACSA）については、9月にインドとの間で協定に署名した。防衛装備品・技術移転協定については、10月にベトナムとの間で実質合意に至り、令和3年3月にインドネシアとの間で協定に署名した。情報保護協定については、令和3年3月にドイツとの間で協定に署名した。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面での協議が困難となる中で、首脳電話会談を計3回、外相電話会談を計2回実施した。菅政権発足後、9月の日露首脳電話会談では、両首脳は、安倍総理大臣とプーチン大統領が平成30年11月のシンガポールでの首脳会談で「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。また、10月の日露外相電話会談では、両外相は、平和条約交渉を含む日露間の協議や協力について前進を図るべく、引き続き、外相レベルでも率直に議論を重ねていくことで一致した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

### 測定指標2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化 \*

#### 中期目標（--年度）

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

#### 平成30年度目標

- 1 メキシコ等との間で、原子力協定等の締結に向けた交渉を進展させる（署名及び締結のための国内手続（国会承認の求め）等）。
- 2 中国との間で、犯罪人引渡条約、受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を推進する。
- 3 EUとの間で、日EU戦略的パートナーシップ協定の締結に向けた作業を推進する（署名及び締結のための国内手続（国会承認の求め）等）。
- 4 国際社会における諸課題（国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 メキシコとの間の原子力協定の締結や英国との間の原子力協定の改正等に向けた交渉等に取り組んだ。
- 2 犯罪人引渡条約に関しては、中国との間で平成30年3月の第5回交渉に続き、11月に第6回交渉を実施した。  
受刑者移送条約に関しては、中国との間で4月に第4回交渉を、11月に第5回交渉を実施したほか、ベトナムとの間でも平成31年1月に第1回交渉を、同年3月に第2回交渉を実施した。  
刑事共助条約に関しては、ベトナムとの間で平成31年3月に第2回交渉を実施した。
- 3 日EU戦略的パートナーシップ協定が、7月の日EU定期首脳協議の際に署名された。12月に第197回臨時国会において承認され、日本側の締結のための手続を完了させた（EU及びEU構成国は締結のための手続を進めている。）。
- 4 サイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充としては、サイバー犯罪条約第2補足議定書起草会合に参加した。また、国際的な銃器対策に関しては、国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書の締結に向けた検討に取り組んだ。

#### 令和元年度目標

- 1 英国との間の原子力協定の改正等に向けた交渉を進展させる（署名及び締結のための国内手続（国会承認の求め）等）。
- 2 中国、ベトナム等との間で犯罪人引渡条約、受刑者移送条約等、刑事分野の条約の締結に向けた交渉等を推進する。
- 3 国際社会における諸課題（国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充

等)に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 6月、東京において、英国との間の原子力協定の改正交渉が行われた。
- 2 受刑者移送条約に関し、ベトナムとの間の条約が7月に署名された。中国との間では、12月、北京において受刑者移送条約締結交渉の第6回会合が開催された。  
刑事共助条約に関し、ベトナムとの間で、7月に東京において条約締結交渉第3回会合、令和2年3月にハノイにおいて条約締結交渉の第4回会合が開催された。  
そのほか、犯罪人引渡条約に関し、中国との間で、6月に神戸において条約締結交渉第7回会合が開催された。
- 3 サイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充に関しては、サイバー犯罪条約第2補足議定書起草会合に参加した。また、国際的な銃器対策に関しては、国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書の締結に向けた検討に取り組んだ。  
国際機関との間での法的枠組みの整備に関しては、国際獣疫事務局との間で、パリにおいて国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権・免除協定が署名された。

#### 令和2年度目標

- 1 英国との間の原子力協定の改正等に向けた交渉を進展させる(署名及び締結のための国内手続(国会承認の求め)等)。
- 2 中国との間での犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約、ベトナムとの間での受刑者移送条約等、刑事分野の条約の締結に向けた交渉等を推進する。
- 3 国際社会における諸課題(国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等)に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 英国による欧州原子力共同体脱退を踏まえ、12月に英国との間の原子力協定を改正する議定書に署名した。
- 2 受刑者移送条約に関し、8月にベトナムとの間で条約が発効した。中国との間での犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約の交渉については、香港情勢や新型コロナの影響等により令和2年度における交渉の進展はなかった。
- 3 サイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充に関しては、サイバー犯罪条約第2補足議定書起草会合に参加した。また、国際的な銃器対策に関しては、国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書の締結に向けた検討に取り組んだ。  
国際機関との間での法的枠組みの整備に関しては、7月に世界観光機関に関する特権・免除を規定した専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書 XVIII が、9月に国際獣疫事務局との間で締結した国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権・免除協定がそれぞれ発効した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

### 評価結果(個別分野2)

#### 施策の分析

##### 【測定指標2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 \*】

物品役務相互提供協定(ACSA)については、カナダ及びフランスとの間で協定が署名(カナダは平成30年4月、フランスは同年7月)、発効(カナダは令和元年7月、フランスは同年6月)に至り、防衛装備品・技術移転協定については、マレーシア及びインドネシアとの間で協定に署名し(マレーシアは平成30年4月、インドネシアは令和3年3月)、イタリアとの間で協定が発効した(平成31年4月)ほか、ベトナムとの間でも実質合意に至った(令和2年10月)。情報保護協定については、ドイツとの間で協定が大筋合意(平成31年2月)及び署名(令和3年3月)に至った。また、ロシアの間でも有意義な交渉が行われ、北方領土問題の解決に向け進展が見られた。

これらの取組は、外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するとの目標の達成に向けて効果的であった。(平成30・令和元・2年度：外交・安全保障分野に関する法的枠組みの整備(達成手段①))

**【測定指標 2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化 \*】**

二国間原子力協定については、英国との間で、原子力協定を改正する議定書に署名（令和2年12月）した。また、ベトナムとの間で受刑者移送条約に署名し（令和元年7月）、同条約が発効した（令和2年8月）ほか、刑事共助条約の条約締結交渉についても累次にわたって実施された。中国との間でも、犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約の条約締結交渉が累次にわたって実施された。さらに、世界観光機関（令和2年7月）及び国際獣疫事務局（令和2年9月）との間でも、特権・免除に関する国際約束が発効した。

これらの取組は、諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する上で有益であった。（平成30・令和元・2年度：政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備（達成手段②））

**次期目標等への反映の方向性**

**【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】**

我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために、引き続き、諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに、国際社会における「法の支配」を推進することが必要である。

**【測定指標】**

**2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 \***

我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するため、日米安保体制の強化・信頼性向上に資する各種枠組みの整備に引き続き取り組む。また、諸外国との間で、ACSA、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結・改正に向けた交渉の推進に引き続き取り組む。さらに、北方領土問題で双方にとり受入れ可能な解決策を作成すべく、交渉の加速化等に引き続き取り組む。

**2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化 \***

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を引き続き推進・強化するため、原子力協定、犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を進める。

**作成にあたって使用した資料その他の情報**

- ・官邸ホームページ  
第二百一回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（令和2年1月20日）  
([http://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/statement/2020/0120shiseihoushin.html](http://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0120shiseihoushin.html))
- ・外務省ホームページ  
第201回国会における茂木外務大臣の外交演説  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3\\_003044.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003044.html))  
日・カナダ外相会談（平成30年4月22日）  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/nal/ca/page1\\_000508.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/nal/ca/page1_000508.html))  
日・加物品役務相互提供協定（日加ACSA）の効力発生のための外交上の公文の交換（令和元年6月18日）  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_007537.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007537.html))  
日・仏物品役務相互提供協定（日仏ACSA）の署名（平成30年7月14日）  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_006238.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006238.html))  
日・仏物品役務相互提供協定（日仏ACSA）の効力発生のための通告（令和元年5月28日）  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_007458.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007458.html))  
第1回日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（令和元年11月30日）  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/s\\_sa/sw/in/page4\\_005503.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page4_005503.html))  
日・インド物品役務相互提供協定（日印ACSA）の署名（令和2年9月10日）  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_008742.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008742.html))  
日・マレーシア防衛装備品・技術移転協定の署名（平成30年4月18日）  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_005926.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005926.html))

日・ベトナム首脳会談（令和2年10月19日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/s\\_sa/seal/vn/page1\\_000888.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/seal/vn/page1_000888.html))

日露首脳会談（平成30年11月14日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page1\\_000697.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page1_000697.html))

日露首脳電話会談（令和2年9月29日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1\\_000878.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000878.html))

日露外相電話会談（令和2年10月16日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_008865.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008865.html))

日・英原子力協定改正議定書の署名（令和2年12月16日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3\\_000396.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000396.html))

日・ベトナム受刑者移送条約の署名（令和元年7月1日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_007575.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007575.html))

第25回日EU定期首脳協議（平成30年7月17日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page1\\_000601.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page1_000601.html))

「専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書 XVIII」の効力発生のための通告（令和2年7月21日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_008604.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008604.html))

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権・免除協定の効力発生のための外交上の公文の交換（令和2年8月4日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_008655.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008655.html))

### 個別分野 3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

#### 施策の概要

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

#### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）  
六 外交・安全保障
- ・未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日）  
第 2 II [3] (3) ii) ②ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）  
五 経済外交

### 測定指標 3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 \* （※国際法局の所掌に係るもの。）

#### 中期目標（一年度）

経済連携（FTA/EPA）について新規案件の検討、既存案件の交渉及び締結の促進を図るとともに、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。

#### 平成 30 年度目標

- 1 WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
  - ・第 11 回 WTO 閣僚会議（MC11）の結果を踏まえ、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引の取組を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定（EGA）等についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
- 2 FTA/EPA につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
  - ・大きな戦略的意義を有する TPP11 協定につき、早期発効に向けた機運を高めるべく、我が国は同協定の締結手続を迅速かつ円滑に取り進める。
  - ・日 EU・EPA の早期署名・発効に向けて、内閣法制局審査や国会承認手続等、必要な作業を推進する。
  - ・東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、年内の妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。日中韓 FTA、日・トルコ EPA、日・コロンビア EPA につき交渉を進展させる。日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定につき投資・サービス分野等に係る改正議定書の調整を進める。
  - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 WTO
  - ・ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、WTO 改革に関する議論に積極的に取り組んでいる。具体的には、MC11 にて 71 の加盟国が共同声明に署名した電子商取引に関し、これまで 10 回の有志国会合を実施したほか、平成 31 年 1 月にはダボス（スイス）で有志国による閣僚会合を開催し、76 の加盟国が参加して交渉立ち上げの意思を確認する共同声明を発出した。また、EGA については、平成 28 年 12 月以来、交渉が中断しているが、早期交渉再開を模索している。
- 2 FTA/EPA
  - ・TPP11 協定については、締結手続を迅速かつ円滑に取り進めたことにより、7 月に日本はメキシコに次いで 2 番目に、国内手続を完了した旨の通報を行った。また、その後積極的に未締結国への働きかけを行った結果、同協定は、12 月 30 日に発効した。
  - ・日 EU・EPA については、内閣法制局による審査を経た上で 7 月 17 日に署名を行い、12 月 8 日に国会承認を得て、平成 31 年 2 月 1 日に発効した。
  - ・RCEP については、首脳会議を 1 回、閣僚会合を 5 回、交渉会合を 5 回開催した。11 月に開催された第 2 回 RCEP 首脳会議においては、「RCEP 交渉に係る共同首脳声明」が発出され、平成 30 年における RCEP 交渉の実質的な進展が歓迎された。日中韓 FTA については、交渉会合を 1 回、日トルコ EPA については、交渉会合を 5 回、日コロンビア EPA については、非公式の調整をそれぞれ実施した。また、日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定改正議定書については、内閣法制局による

審査を経た上で平成 31 年 2 月 27 日に署名を行った。

- ・発効済みの EPA については、日シンガポール EPA、日メキシコ EPA、日タイ EPA、日フィリピン EPA、日インドネシア EPA 等について、実施状況に関する意見交換に際して法的助言を行った。

#### 令和元年度目標

- 1 WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
  - ・開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向けて、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定（EGA）及びサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）等についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
- 2 FTA/EPA 等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
  - ・東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、年内の妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。日米貿易交渉、日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定改正議定書の早期発効に向けて調整を進める。
  - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 WTO
  - ・ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、WTO 改革に関する議論に積極的に取り組んだ。具体的には、我が国は、6 月の G20 大阪サミットの機会に、デジタル経済に関する国際的なルール作りを進めていく「大阪トラック」の立ち上げを宣言し、共同議長国として、豪州及びシンガポールとともに交渉を主導した。また、EGA 及び TiSA については、平成 28 年 12 月以来、交渉が中断しているが、早期交渉再開の見通しは立たず、状況を注視している。
- 2 FTA/EPA
  - ・RCEP については、首脳会談を 1 回、閣僚会合を 3 回、交渉会合を 3 回開催した。11 月に開催された第 3 回 RCEP 首脳会議において発出された「RCEP に係る共同首脳声明」では、15 か国の全 20 章のテキスト交渉と、基本的に全ての市場アクセス上の課題への取組を終了したことに留意し、令和 2 年の RCEP 協定の署名に向けて法的精査を開始することとなった。
  - ・日米貿易協定については、9 月 25 日の日米首脳会談で最終合意を確認し、10 月 7 日に署名を行い、12 月 4 日に国会承認を得て、令和 2 年 1 月 1 日に発効した。
  - ・日中韓 FTA については、交渉会合を 2 回、日トルコ EPA については、交渉会合を 4 回実施した。また、日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定改正議定書については、締結手続きを取り進めた。
  - ・発効済みの EPA については、日シンガポール EPA、日メキシコ EPA、日タイ EPA、日フィリピン EPA、日インドネシア EPA、TPP11、日 EU・EPA 等について、実施・運用に際して法的助言を行った。

#### 令和 2 年度目標

- 1 WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
  - ・令和 2 年 6 月に開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向けて、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。
- 2 FTA/EPA 等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
  - ・東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の早期署名・発効に向けて、署名に向けた法的精査等の作業や国会承認手続等、必要な作業を推進する。
  - ・日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定改正議定書の早期発効に向けて調整を進める。
  - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 WTO
  - ・ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、WTO 改革に関する議論に積極的に取り組んだ。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い延長された第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向けて、電子商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に積極的に参加した。
- 2 FTA/EPA
  - ・地域的な包括的経済連携（RCEP）協定については、首脳会談を 1 回、閣僚会合を 3 回、交渉会合

を3回開催した。11月に開催された第4回 RCEP 首脳会議において、インドを除く15か国による「RCEPに係る共同首脳声明」及び「インドの RCEP への参加に係る閣僚宣言」を发出・公表し、RCEP 協定に署名した。

- ・日英 EPA については、10月23日に署名し、12月4日の国会承認を得て、令和3年1月1日に発効した。
- ・日中韓 FTA 及び日トルコ EPA については、交渉継続中であるが、今年度は交渉会合は実施されなかった。また、日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定改正議定書については、5月の国会承認を得て、8月1日に発効した。
- ・発効済みの EPA については、日タイ EPA、日フィリピン EPA、日インドネシア EPA、日印 EPA、TPP11 及び日 EU・EPA 等について、実施・運用に際して法的助言を行った。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況： a

### 測定指標 3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 \*

#### 中期目標 (一年度)

日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

#### 平成 30 年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約 (投資協定、租税条約、社会保障協定等) についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 投資協定：アラブ首長国連邦 (4月)、ヨルダン (11月) 及びアルゼンチン (12月) との間で署名を行い、アルメニアについては、国会承認等の国内手続を完了させた。また、アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、モロッコ、タンザニア、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア及びザンビアとの間で交渉を継続するとともに、新たにパラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で正式交渉を開始した。

租税関連条約：スペイン (10月)、クロアチア (10月)、コロンビア (12月) 及びエクアドル (平成 31 年 1 月) との間で署名を行い、リトアニア (8月)、エストニア (9月)、ロシア (10月)、オーストリア (10月)、アイスランド (10月)、デンマーク (12月) 及びベルギー (平成 31 年 1 月) との間の租税条約並びにバハマとの間の租税情報交換協定改正議定書 (12月) が発効した。また、アルゼンチンとの間で交渉を継続するとともに、新たにペルー、ジャマイカ、モロッコ及びチュニジアとの間で交渉を開始した。さらに、BEPS (税源浸食及び利益移転) 防止措置実施条約については、5月18日に国会承認を得た後、9月26日に受諾書を寄託し、同条約は、平成 31 年 1 月 1 日に我が国について効力を生じた。

社会保障協定：5月9日に日・中社会保障協定に署名し、11月30日に国会の承認を得た。また、フィリピン (8月) 及びチェコ (8月) との間の社会保障協定が発効した。

- 2 船舶再資源化香港条約 (シップ・リサイクル条約) については、4月25日に国会承認を得た後、平成 31 年 3 月 27 日に加入書を寄託した。視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約については、4月25日に国会承認を得た後、10月1日に加入書を寄託し、同条約は平成 31 年 1 月 1 日に効力を生じた。オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 2016 年改正については、6月29日に国会承認を得た後、12月18日に受諾書を寄託し、同改正は平成 31 年 1 月 1 日に効力を生じた。また、国際捕鯨取締条約 (ICRW) については、12月26日に脱退の通告を行った。

#### 令和元年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約 (投資協定、租税条約、社会保障協定等) についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を

通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

#### 施策の進捗状況・実績

1 投資協定：モロッコ（令和2年1月）及びコートジボワール（令和2年1月）との間で署名を行い、アルゼンチンについては、国会承認等の国内手続を完了させた。また、アルメニア（5月）との間の投資協定が発効した。アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、タジキスタン、パラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を継続した。

租税関連条約：アルゼンチン（6月）、ウルグアイ（9月）、ペルー（11月）、ジャマイカ（12月）、ウズベキスタン（12月）及びモロッコ（令和2年1月）との間で署名を行い、スペインについては、国会承認等の国内手続を完了させるとともに、クロアチア（9月）及びエクアドル（12月）との間の租税条約並びにアメリカとの間の租税条約改正議定書（8月）が発効した。また、チュニジアとの間で交渉を継続するとともに、新たにギリシャ、フィンランド、ナイジェリア及びセルビアとの間で交渉を開始した。

社会保障協定：7月1日に日・スロバキア社会保障協定が、9月1日に日・中社会保障協定が発効した。また、スウェーデン（4月）及びフィンランド（9月）との間で署名した。

2 燃料油汚染損害の民事責任条約及び難破物除去ナイロビ条約については、5月15日に国会承認を得た。中央北極海無規制公海漁業防止協定については、5月17日に国会承認を得た後、7月23日に受諾書を寄託した。

#### 令和2年度目標

1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。

2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

#### 施策の進捗状況・実績

1 投資協定：ジョージア（令和3年1月）との間で署名を行い、ヨルダン、アラブ首長国連邦、モロッコ及びコートジボワールとの協定については、国会承認等の国内手続を完了させた（うち、ヨルダン及びアラブ首長国連邦（8月）、コートジボワール（令和3年3月）との協定は発効した。）。アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を継続した。

租税関連条約：セルビア（7月）及びジョージア（令和3年1月）との間で署名を行い、アルゼンチン、ウルグアイ、ペルー、ジャマイカ、ウズベキスタン及びモロッコとの条約については、国内承認等の国内手続を完了させた（うち、ペルー（令和3年1月）、ジャマイカ（9月）及びウズベキスタン（10月）との条約は発効した。）。また、ギリシャ、フィンランド、ナイジェリア及びチュニジアとの間で交渉を継続するとともに、新たにスイス及びウクライナとの間で交渉を開始した。

社会保障協定：スウェーデン及びフィンランドとの協定について、6月3日に国会承認を得た。また、トルコとの間で交渉を継続した。

2 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定に6月22日に署名し、暫定的適用が開始された。燃料油汚染損害の民事責任条約及び難破物除去ナイロビ条約については、7月1日に加入書を寄託し、10月1日、我が国について効力が生じた。また、民生用月周回有人拠点のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国航空宇宙局との間の了解覚書に12月28日に署名した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

#### 評価結果（個別分野3）

##### 施策の分析

【測定指標3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進（※国際法局の所掌に係るもの）\*】

WTO協定について、令和元年6月のG20大阪サミットの機会に、デジタル経済に関する国際的なル

ール作りを進めていく「大阪トラック」の立ち上げを宣言し、共同議長国として、豪州及びシンガポールとともに交渉を主導した。こうした成果を得たことは、多角的貿易体制の強化に極めて有効であった。(平成30・令和元・2年度：多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進(達成手段①))

TPP11協定や日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定改正議定書、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定といった多国間の経済連携協定や、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定、日EU・EPA、日英EPAを始めとする二国間協定の署名・発効を順調に進められたことは、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に極めて有効であった。(平成30・令和元・2年度：多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進(達成手段①))

**【測定指標3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 \*】**

1 各国・各地域との投資協定、租税条約及び社会保障協定は、平成30・令和元・令和2年とも着実に交渉を続け、複数の協定締結及び発効につなげた。今後協定を締結すべき国についても、検討を進めた。

以上の成果は、日本国民・日系企業の国内外における利益を保護・促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへ積極的に参画するという中期目標の達成に向けて極めて有効であり、今後も取り組んでいく必要がある。(平成30・令和元・2年度：日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進(達成手段②))

2 漁業分野においては、令和元年度に、中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止するための中央北極海無規制公海漁業防止協定を締結した。同協定は、海洋生態系の保護や魚類資源の保存及び持続可能な利用の確保に資するものであり、同協定の締結は、このような目的に積極的に協力し、我が国の漁業の安定した発展を図る上で有意義であった。

海事分野においては、平成30年度に船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)を、また、令和2年度に燃料油汚染損害の民事責任条約(バンカー条約)及び難破物除去ナイロビ条約(ナイロビ条約)を締結した。世界有数の海運国である我が国がバンカー条約及びナイロビ条約に加入することは、船舶からの燃料油の流出又は排出による汚染損害に対する適切な対応の促進や難破物の迅速かつ効果的な除去を通じて、航行の安全及び海洋環境の保全に寄与するとの観点から有意義であった。

その他、航空分野においては、令和2年度に民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定に署名し、暫定的適用が開始された。環境分野においては、平成30年度にオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正(モントリオール議定書2016年改正)を締結した。

以上のように、国民生活と密接な関連を持つ社会分野において、新たな多国間の国際的枠組みに積極的に参加した。今後も、グローバル化が進展する中で多岐にわたる社会分野における国際的なルール作りのニーズは高まっていくため、国民の要請に応えるべく、締結に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。(平成30・令和元・2年度：国民生活に直結する環境その他の分野での国際的なルール作り(達成手段③))

**次期目標等への反映の方向性**

**【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】**

開放的でルールに基づいた国際経済システムを拡大し、その中で我が国が主要プレーヤーであり続けることは、世界経済の発展や我が国の経済的繁栄を確保していく上で不可欠である。このため、包括的なFTA/EPAの締結を推進し、世界経済の成長に寄与するとともに、その成長を取り込むことによって我が国の成長につなげていくことが必要である。

こうした取組を通じたインド太平洋地域を中心とする貿易・投資面でのルール作りは、この地域の活力と繁栄を強化するものであり、安全保障面での安定した環境の基礎を強化する戦略的意義を有する。さらに、こうした取組の推進は、WTOを基盤とする多角的貿易体制における世界規模の貿易自由化も促進していくことが期待される。

同時に、経済分野の国際約束の下で生じる紛争の解決に戦略的かつ効果的に臨むための体制を強化することにより、WTO紛争解決、EPA紛争解決、投資仲裁といった国際経済紛争処理についての専門的知見を蓄積し、個別紛争の処理手続に適切に対処するとともに、紛争を未然に予防することにより、我が国として国際経済体制の安定性・「法の支配」の向上に貢献していくことが重要である。

投資協定、租税条約、社会保障協定等は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進等の観点から重要であるところ、これまで各国・地域との交渉において蓄積された知見をいかしつつ、新たな交渉に適切かつ円滑に臨めるよう、一層の体制の整備が不可欠である。

その他の経済分野及び社会分野の条約についても、国際社会の多様化・グローバル化の進展に伴い

様々な地球規模の課題が発生しており、各国が協調してそれらの課題解決に取り組むためにも、各分野における国際約束の締結のニーズは極めて大きい。このような中、我が国として特に国際約束の作成・締結を追求していくべき課題につき、交渉の場を含む様々な機会において一層の情報収集、意見交換等を行い、他の交渉参加国の立場への理解を深めつつ、引き続き我が国にとって有利な国際環境の醸成に向けた取組を一層強化する必要がある。

#### 【測定指標】

### 3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進（※国際法局の所掌に係るもの） \*

多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進は、新たな国際ルール作りに積極的に貢献するという施策目標を実現する上で重要であり、WTO改革に向けた取組や、各国・各地域とのFTA/EPA締結交渉の推進、発効済みEPAについての適切な法的助言の実施、進行中の紛争案件等の適切な処理等の目標の設定は適切であり、引き続き日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画することを目標とする。

また、包括的なFTA/EPA作業に含まれる分野は多岐にわたり、協定の案文は膨大な分量となることから、交渉及び締結のための作業の分量は極めて大きい。今後想定される既存の交渉の加速、交渉妥結及び締結等に対応する体制強化のための人的資源の拡充を引き続き行う。

さらに、近年、WTO協定、経済連携協定及び投資協定に基づく紛争解決の処理の重要性が高まっていることを受け、令和2年8月に国際法局の下に「経済紛争処理課」を新設したが、経済分野の国際約束の下で生じる紛争の解決に戦略的かつ効果的に臨むため、引き続き人的・予算的体制の強化していく。

### 3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 \*

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画という平成30・令和元・令和2年度の施策目標は、長期的に見て我が国にとって有利な国際的ルール作り及び多国間枠組みへの参加を促すという観点から重要であり、中期目標の達成に向け、各国との経済及び社会分野の各種条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）の交渉・締結の推進や、環境関連条約等の国民生活に大きな影響を与え得る国際ルール作りへの積極的な参画等を目標として設定したことは適切であった。

投資協定、租税条約、社会保障協定の交渉の進展並びに締結及び発効数の現状に鑑みれば、上記の施策目標は達成できたと考えるが、今後も日本国民・日系企業の利益を保護・促進するための条約や、国民生活に影響を与える条約については、国民生活や経済・社会上の重要性を考慮し、積極的に交渉に参加し、可能な限り早期に国会の承認を得るべく努める。

また、本施策の目標の更なる進展には、国際約束の作成交渉の段階から交渉担当者に対し、十分な法的助言を行う必要があるとあり、引き続き適切に対応すべく努めることとする。

#### 作成にあたって使用した資料その他の情報

##### ・外務省ホームページ

我が国の経済連携協定（EPA/FTA）等の取組

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>)

第4回RCEP首脳会議及びRCEP協定署名式の開催（令和2年11月15日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page6\\_000470.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page6_000470.html))

投資関連協定の意義と現状

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page24\\_001088.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page24_001088.html))

社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定（略称：日・スウェーデン社会保障協定）（令和2年3月31日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22\\_003278.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_003278.html))

社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定（略称：日・フィンランド社会保障協定）（令和2年3月31日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22\\_003279.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_003279.html))

日・EU航空安全協定の署名（令和2年6月23日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_008515.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008515.html))

民生用月周回有人拠点のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国航空宇宙局（NASA）との間の了解覚書の発効（令和3年1月13日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press24\\_000084.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press24_000084.html))  
二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（略称：船舶再資源化香港条約（シップ・リサイクル条約））（平成31年3月28日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25\\_001280.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25_001280.html))  
二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（略称：燃料油汚染損害の民事責任条約）（令和3年3月15日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23\\_002886.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002886.html))  
二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約（略称：難破物除去ナイロビ条約）（令和3年3月15日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23\\_002887.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002887.html))  
中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定（略称：中央北極海無規制公海漁業防止協定）（令和元年7月26日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23\\_002885.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002885.html))  
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（略称：モントリオール議定書2016年改正）（平成31年2月27日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25\\_001281.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25_001281.html))  
地中海漁業一般委員会の設置に関する協定からの脱退（令和2年8月3日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_008644.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008644.html))

- 世界貿易機関（WTO）ホームページ  
Eleventh WTO Ministerial Conference  
([https://www.wto.org/english/thewto\\_e/minist\\_e/mc11\\_e/mc11\\_e.htm](https://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/mc11_e/mc11_e.htm))
- 財務省貿易統計  
(<https://www.customs.go.jp/toukei/info/>)